

目 次

第1編 共通編

第1章 土工

第1節 土工

1. 基本事項	1
2. 切土の積算区分	1
3. 土量の変化率	2
4. 土工方式の選定	2
5. 適用機種の選定	2
6. ショベル系掘削機種の選定	2
7. 締固め作業の使用機種	3
8. 曲線中の土工数量算出方法	3
9. 路床の標準断面図	9
10. 軟弱地盤対策	10
11. 設計書に添付する土量総括表	12

第2章 のり面工

第1節 のり面工

1. 基本事項	13
2. のり面保護工の選択基準	13
3. 法枠工の設計・施工における留意点	27

第3章 落石対策工・防雪工

第1節 落石対策工

1. 基本事項	31
2. 落石対策工の選定	31

第2節 落石予防工

1. 落石予防工の目的と種類	34
2. 落石防護網	34

第3節 落石防護工

1. 落石防護工の種類	35
2. 落石防護工設計の一般的事項	35
3. 落石防護柵	35

第4節 防雪工

1. 防雪の定義	38
2. 防雪施設の設計の基本方針	39
3. 除雪対策	39
4. なだれ対策	40

第4章 小型構造物	
第1節 道路の排水	
1. 排水の区分	43
2. 排水施設の計画	44
3. 排水施設の設計上の基本事項	45
第2節 設計に当たっての留意事項	
1. 一般的な排水施設の断面	47
2. 小構造物標準設計図集について	47
3. 「国土交通省土木構造物標準設計」（以下「標準設計」という）使用にあたっての注意事項	47
第3節 側溝類	
1. 設計の考え方	48
2. 側溝の使用区分	49
3. 道路工事に使用する二次製品の取り扱いについて	53
4. 側溝の断面決定	53
5. 設計上の注意	53
6. 施工上の注意事項	57
第5章 カルバート工	
第1節 総論	
1. 定義及び参考図書	59
2. カルバートの種類	60
3. 適用条件の範囲	61
4. 留意事項	63
第2節 調査・計画	
1. 調査・計画一般	64
2. 調査・検討事項	66
3. 構造形式の選定	68
4. 基礎形式の選定	71
第3節 設計	
1. 設計一般	74
第6章 擁壁	
第1節 一般的事項	
1. 擁壁工の分類	133
2. 構造形式の選定	134
3. 基礎形式の選定	136
第2節 設計諸定数の設定	
1. 土圧などの計算に用いる定数	138
2. 基礎の支持力計算に用いる定数	140
第3節 荷重	

1. 荷重の種類	142
2. 自重	142
3. 載荷重	142
4. 荷重の組合せ	142
5. 地震の影響	143
第4節 使用材料	
1. コンクリート	144
2. 許容応力度	144
第5節 コンクリート擁壁	
1. 設計の考え方	146
2. 土木構造物標準設計の利用	152
3. 各種擁壁の設計	154
4. 大型ブロック積擁壁	162
5. 基礎工の設計	163
第6節 補強土擁壁	
1. 定義および適用範囲	166
2. 設計一般	167
第7節 構造細目	
1. 排水工	169
2. 伸縮および施工目地	169
3. 擁壁の根入れ	170
第8節 施工上の注意事項	
1. 掘削・埋め戻し	172
2. 基礎工	172
3. 鉄筋の組立	173
4. 型枠の施工	173
5. コンクリート打設	173
6. その他	173
第7章 仮設工	
第1節 総論	
1. 発注における指定・任意の運用	175
2. 適用範囲	177
3. 関連法規	177
4. 用語の定義	177
第2節 土留め工	
1. 土留めの構造形式の選定	181
第3節 設計	
1. 設計一般	189
2. 設計の基本	197

3. 設計の留意点	199
4. 施工の留意点	201
5. 参考図書	204
第4節 工事用道路	
1. 工事用道路の計画・設計のための基本的検討事項	205
2. 計画・設計のための留意事項	207
第8章 舗装	
第1節 総論	
1. 適用範囲	209
第2節 交通量の区分	209
第3節 路床の構築	214
第4節 アスファルト混合物の使用区分	216
第5節 車道及び路肩の舗装幅員基準	218
第6節 路肩舗装	219
第7節 歩道舗装	223
第8節 耐水処理	224
第9節 駐車帯の舗装	225
第10節 歩車道境界ブロック	226
第11節 凍結深	230
第12節 橋面舗装	233
第13節 アスファルト舗装工事についての注意事項	234
第9章 安全施設	
第1節 段差の切下げ	235
第2節 車両用防護柵	
1. 基本事項	243
2. 設置基準	243
3. 防護柵の種別と適用区間	244
4. 防護柵の種別と構造	245
5. 基礎構造	245
6. 反射材の設置	249
第3節 歩行者自転車用柵	250
第4節 視線誘導標（デリニエーター）	254
第5節 照明灯	260
第6節 道路標識	263
第7節 区画線	282
第10章 橋梁	
第1節 一般事項	

1. 事業執行上の留意事項	295
2. 用語の定義	298
第2節 共通事項	
1. 設計に用いる基準及び参考図書	301
2. 設計に関する一般事項	304
第3節 下部工	
1. 下部工の種類	316
2. 設計に関する一般事項	318
第4節 基礎工	
1. 直接基礎	321
2. 杭基礎	327
第5節 上部工	
1. 橋の分類と形式	332
2. コンクリート橋	334
3. 鋼橋	341
第6節 耐震設計	
1. 橋の耐震性能	343
2. 設計地震動	344
3. 耐震性能調査	345
4. 静的照査法による耐震性能の照査	353
5. 免震設計	363
6. 落橋防止システム	364
7. 既設RC橋脚の耐震補強	369
第7節 諸構造	
1. 支承	370
2. 伸縮装置	379
3. 地覆	386
4. 橋梁用防護柵	386
5. 橋面舗装	390
6. 橋面防水工	391
7. 照明施設	392
8. 排水装置	392
9. 橋名板	392
10. その他	394
第8節 補修・補強	
1. 用語の説明	395
2. 橋梁の劣化・損傷の調査及び、補修・補強（推定耐荷力の算出）の手順	396
3. 補修・補強の施工方法の概要	401
第9節 参考資料	
1. 橋梁型式の選定	408

第2編 道路編

第1章 設計一般

第1節 道路設計

1. 道路設計の基本的流れ	427
2. 道路事業の区分	428
3. 補助事業における箇所の取り扱い	428
第2節 認可、実施設計書作成上の一般事項	
1. 工事計画（設計）の取り扱いについて	429
2. 各事業における留意事項等	429
第3節 設計図面の整備（補助事業等認可設計を対象）	434
第4節 道路事業の工事名等記載方法	437
第5節 官民境界位置、距離標等	441
第6節 道路幅員の考え方	
1. 道路幅員の標準化の廃止について	453
2. 適用の範囲	453
3. 計画交通量	453
4. 道路の区分	454
5. 車線の幅員	456
6. 路肩の幅員	457
7. 1. 5車線の道路整備	457
8. 歩道の考え方	459
9. 堆雪幅	462

第3編 街路編

第1章 事業一般

第1節 都市計画法上の手続き

1. 街路事業の位置付け	465
2. 街路事業の手続き	466

第2章 計画・設計

第1節 計画一般

1. 都市計画決定	481
2. 道路法線の検討	481
3. 道路構造	482

第2節 設計一般

1. 一般事項	483
2. バリアフリー	483
3. グレードアップ	484

4. 植栽	486
5. 舗装	486
6. 照明	486
第3節 その他	
1. 関係（参考）図書一覧	487
 第4編 農道編	
第1章 事業一般	
第1節 農道事業にかかる土地改良法手続きについて	
1. 農道事業の土地改良法における位置付け	489
2. 土地改良法手続きの必要性	489
第2節 農道事業実施にかかる事業計画策定について	
1. 農道計画の基本原則	493
2. 道路協議	493
3. 農道事業計画概要書の作成	493
4. 事業別計画策定上の留意事項	494
第3節 その他	
1. 農道の管理	495
2. 農道の管理にかかる交付税措置	495
 第2章 設計一般	
第2節 農道に適用する基準等	
1. 農道の定義	497
2. 適用する基準	497
第2節 留意事項及び申し合わせ事項	
1. 事業別の適用基準	498
2. 設計荷重	499
3. その他	500
 第5編 その他	
第1章 諸通知	
第1節 国道（知事管理にかかるもの。）及び県道と他の道路の 平面交差点又は接続に関する取扱方針	503
第2節 県施行の国県道と他の道路との接続舗装について	510
第3節 道路の占用物件に関する協定	
1. 中国電力株式会社所有の電線路移転に関する協定	510
2. 日本電信電話株式会社に係る道路の占用物件等の移転等に要する費用の負担に関する覚書	512
3. 硬質塩化ビニル管の道路下埋設について	516

第4節 掘削した道路を復旧する範囲について	521
第5節 道路植栽の設計に関する運用方針について	523
第2章 その他	
第1節 保安施設設置基準	527
第2節 他部局との協議	
1. 河川協議	544
2. 自然公園	546
3. 保安林	550
4. 文化財	554
5. 農地法第4条（農地転用）	561
第3節 その他	
1. 県道の設定から廃止までの手続きフロー	565
2. 道路に関する台帳整備について	566
3. 国道・県道のバイパス整備等に伴う旧道処理について	593
4. 環境影響評価法と鳥取県環境評価条例の対比について	595
5. 道路交通法に基づく警察署長との協議について	596
6. 公社が農地を買収するためには	601
7. 歩道の切下げ幅等の基準について	606
8. アスファルト舗装工事に係る磨耗層の廃止について	611
9. 電線共同溝の浅層埋設方式等を含めた基準について	611
10. 翌年度の道路維持工事等の発注等について	612
11. 道路法第35条に基づく協議に対する回答書様式について	613
12. 舗装設計における設計期間及び信頼度について	614

第5編 その他

第1章 諸通知

第1節 国道（知事管理にかかるもの。）及び県道と他の道路の平面交差又は接続に関する取扱方針

昭和 47 年 1 月 7 日付
発 道 第 136 号

第1 目的

国道（知事管理にかかるもの。）及び県道（以下「国道等」という。）に他の道路が新たに平面交差又は接続することは、交通事故発生の一因ともなり好ましくないところがあるが、止むを得ず平面交差又は接続するものについて、その形式及び方法を統一した技術的基準のもとに行わせ、もって、交通事故の発生防止を図ろうとするものである。

第2 適用範囲

本方針は、国道等に自動車通行可能な次の道路が平面交差又は接続（以下「交差等」という。）する場合に適用する。

- 1 道路法による道路
- 2 道路法による道路以外の道路で次に掲げるもの。
 - (1) 道路法の道路となる予定の道路
 - (2) 都市計画法、土地区画整理法による道路
 - (3) 農道、林道等
 - (4) その他の道路

第3 技術的基準

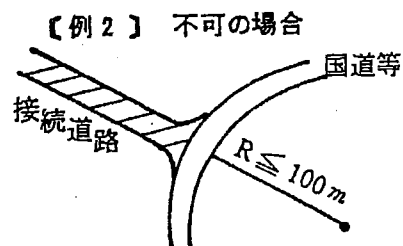
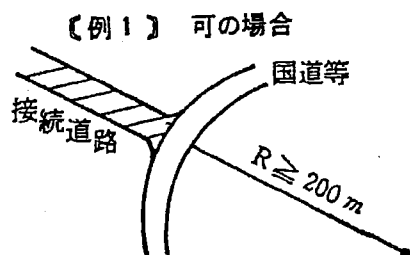
1 交差等の位置

(1) 国道等の曲線半径

国道等に他の道路を交差等させる場合は、原則として国道等が $R \geq 200m$ の箇所とすること。

止むを得ない場合でも $R \leq 100m$ の箇所はさけること。

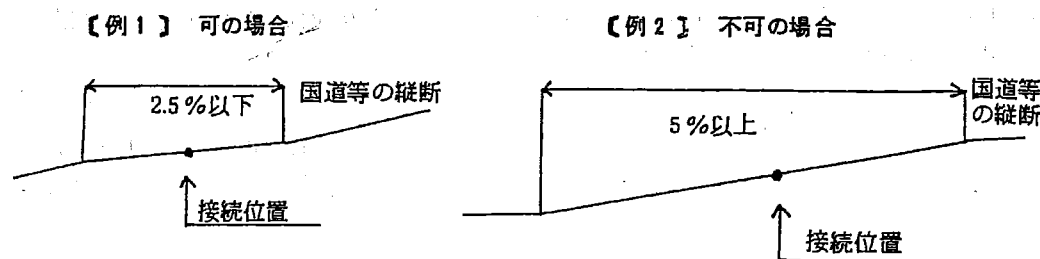
なお、例示すれば次のとおりである。



(2) 国道等の縦断こう配

国道等に他の道路を交差させる場合は、できるだけ平坦部において行わせるものとし、原則として国道等の縦断こう配が 2.5%以下の区間とすること。止むを得ない場合でも 5%を越える区間への交差等はさけること。

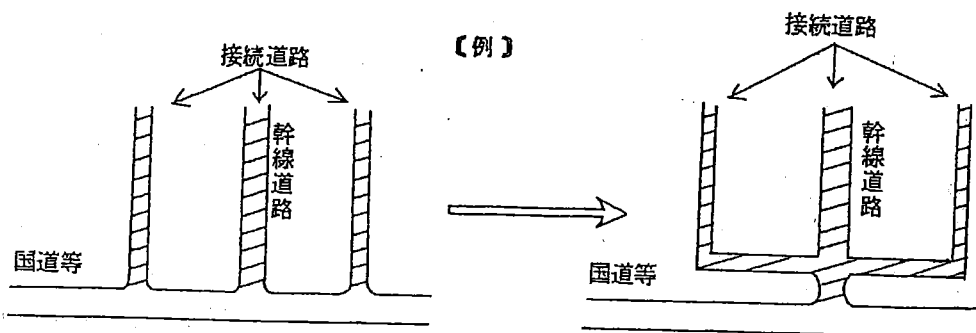
なお、例示すれば次のとおりである。



(3) 接続道路の間隔

国道等と交差等を行う接続道路の間隔は、できるだけ大きくすること。従って、接続道路間隔が密な道路が何本も接続し、交差点の数が増える場合、接続道路の整理統合を行い、いくつかの交差点を一つの交差点にまとめる等の整理を行い、国道等との交差点の数を減ずること。

なお、例示すれば次のとおりである。

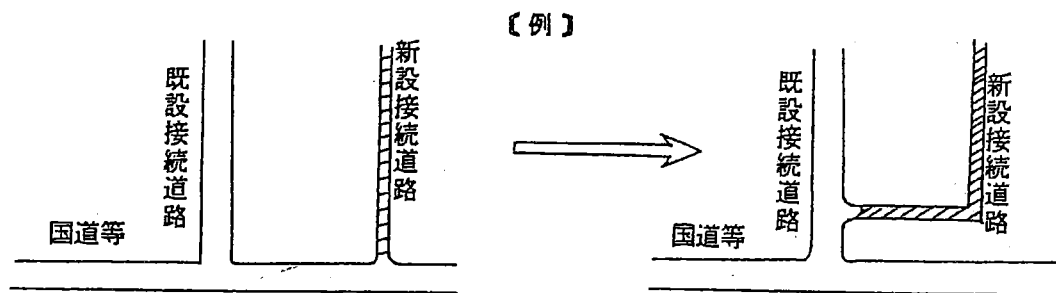


(注) 交差点間隔の良否については、国道等の道路級別、将来交通量並びに交通特性等を考慮し、相当な間隔とすべきである。

2 交差等の形状

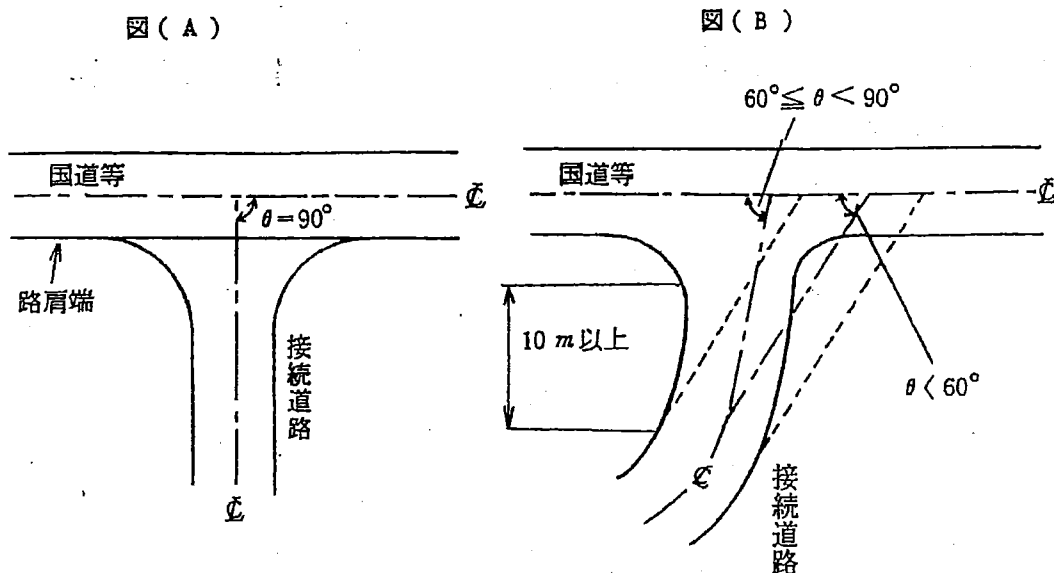
- (1) 交差点の脚数は4以下とすること。
- (2) 原則として、くいちがい交差又は折れ脚交差としないこと。
- (3) 既設三差路で、既設接続道路と同一側への接続はさけること。

なお、例示すれば次のとおりである。



(4) 国道等との交差角はできるだけ直角に近い角度で交差等させるものとし、止むを得ない場合でも 60° 未満としないこと。

(注) 国道等との交差点は、下図 (A) が望ましいが、事情によりどうしても 60° 未満で接続する場合は、図 (B) のごとく接続道路の中心線を変更し、交差角を直角に近いものとする。



3 接続道路の設計要素

(1) 接続道路の縦断こう配及び縦断曲線

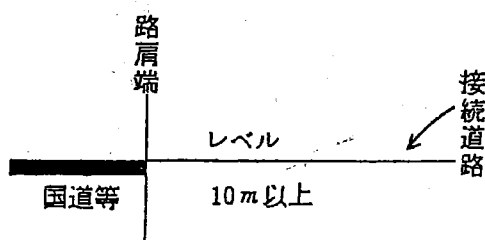
接続道路の縦断こう配は、国道等の路肩端から少なくとも 10m の区間はレベルとすること。従って接続道路の縦断こう配変化点は、レベル区間 (10m) の外に設けるものとする。

なお、縦断こう配変化点には、縦断曲線を設置するものとするが当該縦断曲線が止むを得ずレベル区間にはいる場合、縦断曲線のこう配は 2.5% 以下となるよう設置すること。

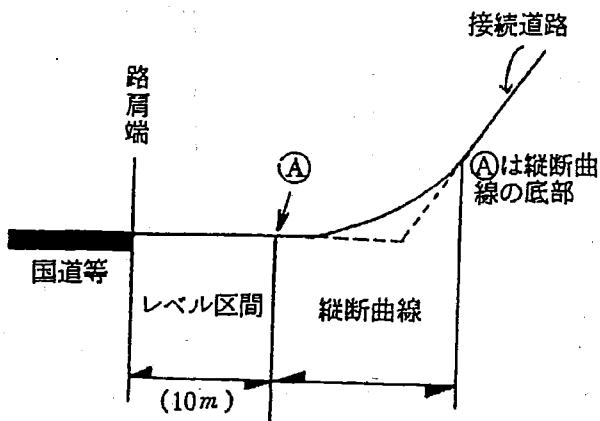
以上について例示すれば、次のとおりである。

・可の場合

【例1】

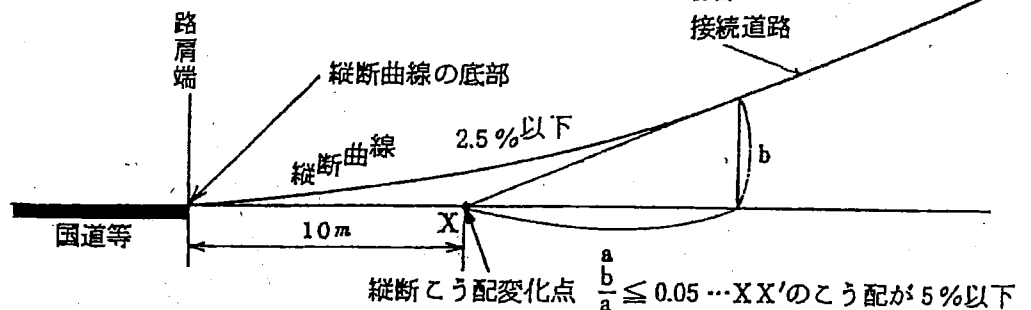


【例2】

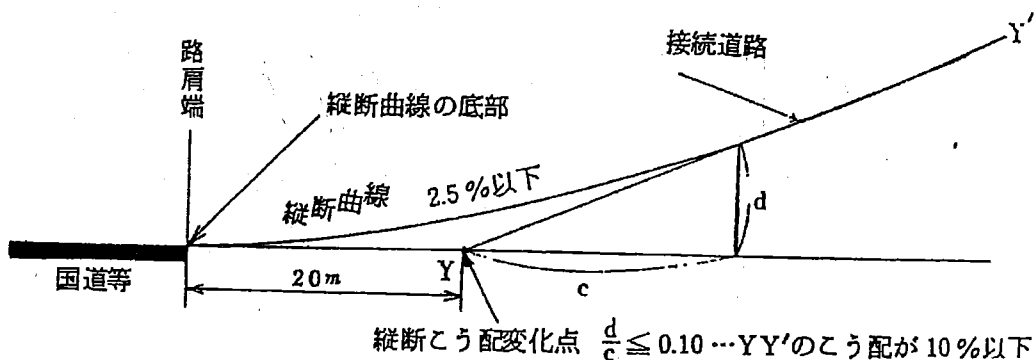


・止むを得ない場合

【例1】 縦断こう配変化点が国道等の路肩端から10mの場合



【例2】 縦断こう配変化点が国道等の路肩端から20mの場合



(2) 接続道路の隅角せん除

接続道路と国道等との隅角は、交差点として十分な見通しが確保され、又、車両が円滑に回転走行できるよう隅角部を切りとること。従って

○ 接続道路の全幅が4m以上の場合 …… $R \geq 12m$ の円曲線

○ " 4m未満少 " …… $R \geq 6m$ の円曲線

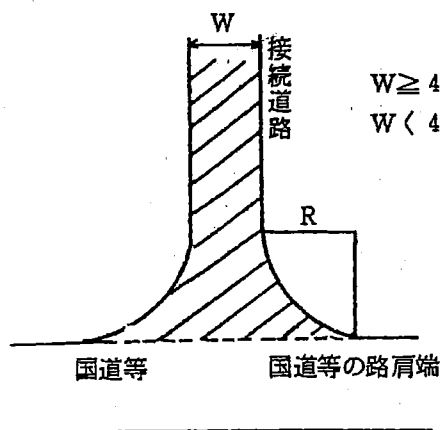
により隅切りを行うこと。

なお、接続道路の全幅が4m以上の場合において、接続箇所が将来人家連担の見込みがなく、かつまた、周囲の土地利用状況等から大型車両が接続道路を通行することが殆どないと見なされる場合、接続道路の隅切りは、 $R \geq 6m$ とすることがで

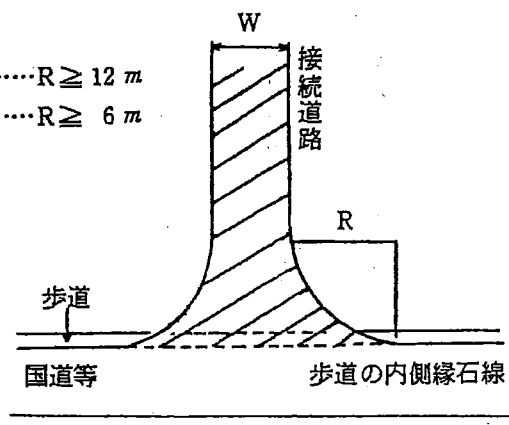
きるものとする。

(注) 隅角せん除の円曲線すりつけは、原則として、国道等の路肩隅を基準として行うこと。ただし、歩道を有する場合は、歩道の内側縁石線とすること。
なお、例示すれば次のとおりである。

【例1】 歩道を有しない場合



【例2】 歩道を有する場合

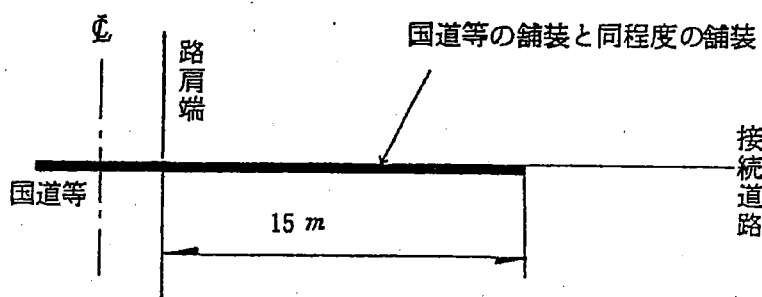


$W \geq 4 \text{ m}$ の場合…… $R \geq 12 \text{ m}$
 $W < 4 \text{ m}$ // …… $R \geq 6 \text{ m}$

(3) 接続道路の舗装

舗装している国道等に未舗装の他の道路が交差等する場合、国道等の路肩端から少なくとも 15m 以上の区間は、国道等の舗装と同程度の舗装を行うこと。

なお、例示すれば次のとおりである。



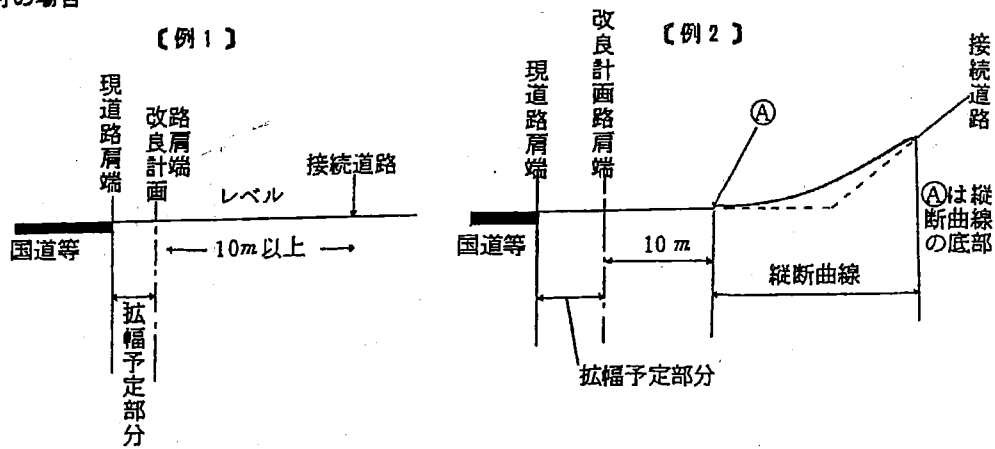
4 国道等の将来改良計画が明らかな場合の接続道路の設計要素

国道等の将来改良計画が明らかな場合（単に将来改良計画があるという場合ではなく、具体的に法線および実施時期が定まっている場合をいう。）の接続道路の設計要素は、前記3「接続道路の設計要素」の規定を準用する。ただし、この場合において3の(1)から(3)までのうち「国道等の路肩端」とあるのは、「国道等の将来改良計画路肩端」と読み替えるものとする。

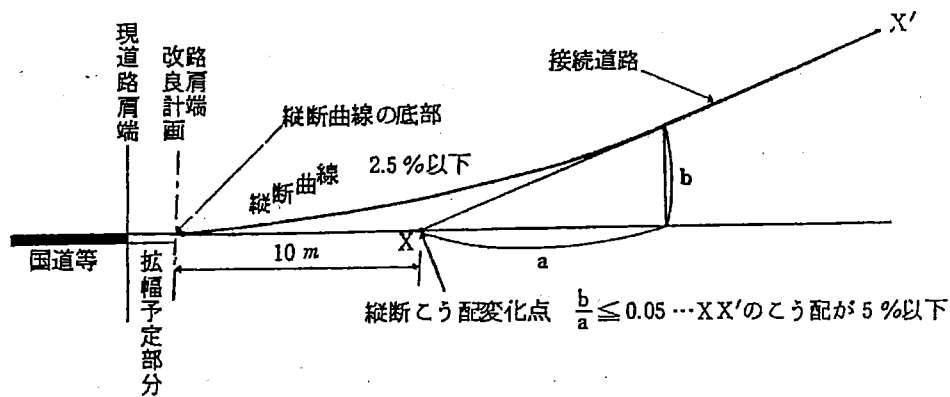
なお、(1) から (3) について例示すればそれぞれ次のとおりである。

(1) 接続道路の縦断こう配及び縦断曲線

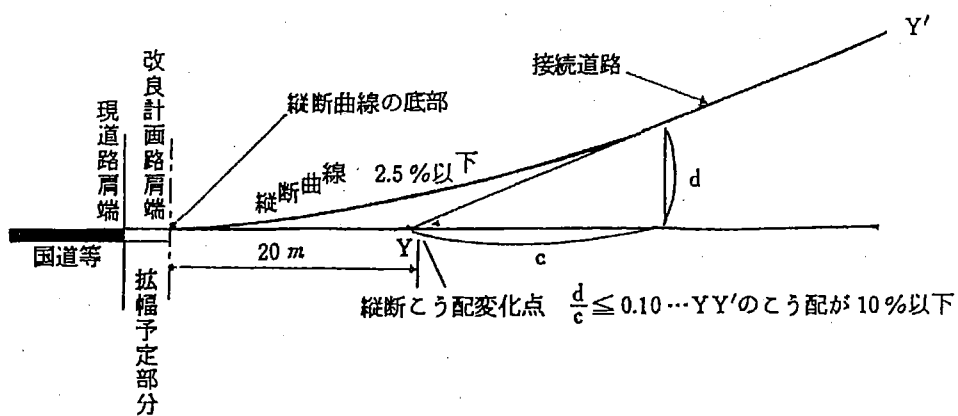
・可の場合



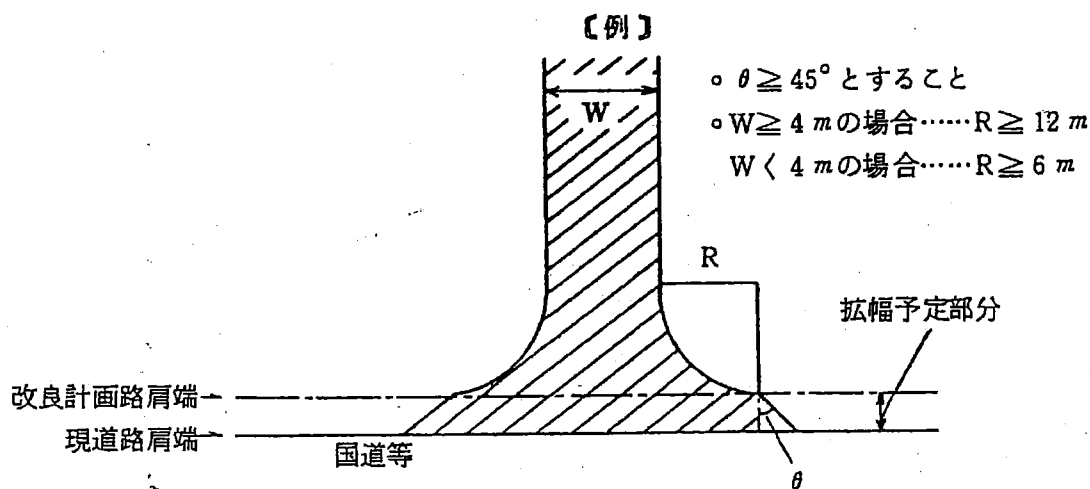
【例1】 縦断こう配変化点が国道等の路肩端から10mの場合



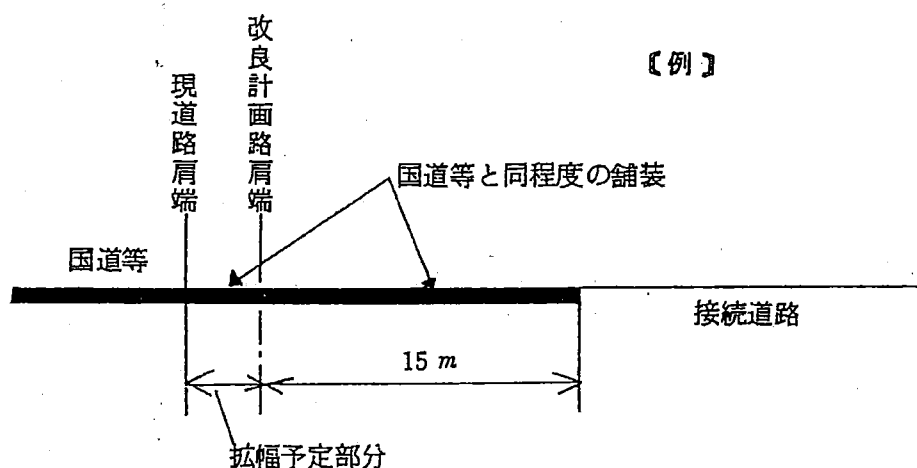
【例2】 縦断こう配変化点が国道等の路肩端から20mの場合



(2) 接続道路の隅角せん除



(3) 接続道路の舗装



第4 その他

1 国道等に他の道路法上の道路が交差等する場合の手続きについて

国道等に他の道路法上の道路が交差等する場合、その手続きについて現行の道路法令では明文の規定がなされていないところであり、従来ややもすると道路法第24条の申請手続きがとられがちであったが、道路法上の道路管理者間においては、協議による手続きを行わせるものとする。

第2節 県施行の国県道と他の道路との接続舗装について

昭和47年1月7日発道第136号制定分「国道（知事管理にかかるもの）及び県道と他の道路との平面交差及び接続に関する取扱い方針」に基づき、平面交差又は接続の処理をしているところでありますが舗装構成、方法に不統一が見受けられるので、今後は下記の要領により実施してください。

記

取扱い方針を基準とし、既設取合道等の細部処理方針は次のとおりとする。

1 取合部における市町村道の舗装構成について

(1) 取付いている市町村道の交通量を推定し、アスファルト舗装要綱の交通量の区分により決定する。

(2) 交通量の把握が十分できない取付道で2車線以上の道路は本線の交通区分より1ランク下げた構成とする。

(3) 1 車線取付道は、簡易舗装要綱による。

2 農道、耕作道等の舗装構成について

(1) ほ場整備等により整備が完了している農道は上記1(1)(2)(3)に準ずる。

(2) 耕作道、昇降路等の小路取合は耐水処理とする。(面積20m²程度は普通作業員に換算してもよい)

3 舗装施行延長について

(1) 本線の路肩端から15m程度とする。

(2) 改良工事で延長15m以上施工した場合は改良工事に合せる。

(3) 耕作道、昇降路等小路取合は、改良工事で実施した範囲又はバチ部程度とする。

第3節 道路の占用物件に関する協定

1-3-1 中国電力株式会社所有の電線路移転に関する協定

鳥取県起業に係る道路・河川・ダム・砂防および海岸に関する工事（以下「甲が施行する工事」という。）を施行するに当って、支障となる電線路の移転等の措置を行なう場合の費用負担について、鳥取県知事を甲とし、中国電力株式会社を乙として、下記の条項により協定を締結する。

記

第1条 この協定において「電線路」とは、電線・電柱・支線・支柱等（鉄塔を除く。）および地下における電線・管路等ならびに付属設備をいう。

2 この協定において「道路」とは、道路法第3条第2号に定める一般国道（同法第12条ただし書の規定により、鳥取県知事が管理する部分）および同法同条第3号に定める県道をいう。

第2条 甲が施行する工事のうち、河川・ダム・砂防および海岸に関する工事のため支障となる電線路について、移転等の措置を行なう場合に要する費用は甲が負担するものとする。

第3条 甲が施行する工事のうち、道路に関する工事のため支障となる電線路について移転等の措置を行なう場合に要する費用はそれぞれ次の各号に定める区分に従って費用を負担するものとする。

2-3-7 歩道の切下げ幅等の基準について

道路法第24条の規程に基づく歩道の切下げ幅等の基準について

平成12年3月9日付

道第467号土木部長通知

このことについて、別添のとおり取り扱うこととしたので、その運用にあたっては注意してください。

(別添)

道路法24条の規定に基づく歩道の切下げ幅等の基準について

鳥取県土木部道路課

1 車両出入口取付けの承認基準

- (1) 乗入幅は乗入規格表(別表)のとおりとする。
- (2) 乗入箇所は、原則として出入対象施設について1ヵ所とし、出入口を分離する必要がある施設等特別の事情(大規模駐車場、ガソリンスタンドなど)がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入する場合は、2ヵ所まで承認できる。
- (3) 次に掲げる場所以外であること。
 - a 横断歩道の中及び前後5m以内の部分
 - b トンネルの前後各50m以内の部分
 - c バス停留所の中、ただし停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分
 - d 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分
 - e 総幅員7m以上の交差点の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分、但しT字型交差点のつきあたり部分を除く。
総幅員7m未満の交差点については、その交差点と隣接する場合、交差点との間に原則として2mの間隔をとるものとする。
 - f バス停車帯の部分
 - g 橋の部分
 - h 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分、但し、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
 - i 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、但し、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。

(4) 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。

(5) 官民境界沿いに側溝がある場合には、側溝蓋を設置させること。なお、側溝蓋、側溝の擁壁は、大型車両が通行する場合それに耐えうるものとする。

(6) 乗入口以外の場所から自動車が出入りする恐れのある場合は、駒止を設置する等の措置をとらせること。

* 自動車の出入口とするための歩道改築の承認申請が民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りするもので、自動車の出入りの回数が少ない場合等であり、交通安全上特に支障がないと認められる場合は、(3)b から d、f は適用しないことができるものとする。

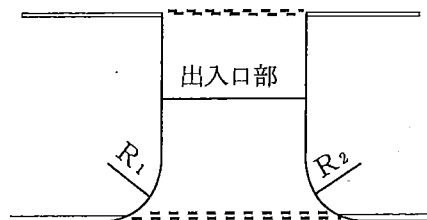
(7) 切下げ後の舗装構成は、車道部分の舗装構成を基本とすること。

2. 取付け部の構造

(1) 取付けすみ切りは次のとおりとする。

① 車道に対して 90° に交差するとき

$$R_1 = R_2 = 1.0\text{m}$$

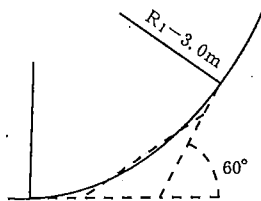


② 車道に対して 60° 以上 90° 以下で交差するとき

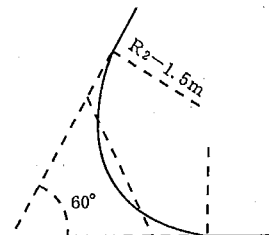
$$R_1 > R_2$$

$$R = 1.0 \sim 3.0 \text{ の範囲で決定}$$

鈍角部



鋭角部

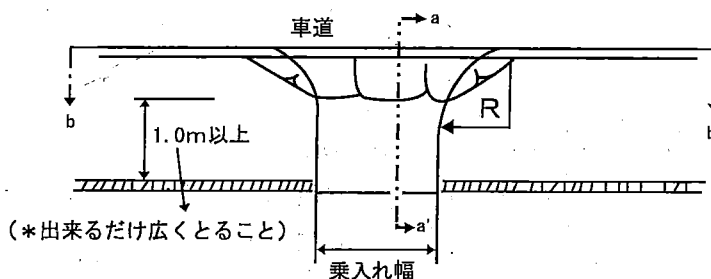


(2) 歩道の切下げ形態は次のとおりとする。

A. 車道に対して 90° に交差するとき

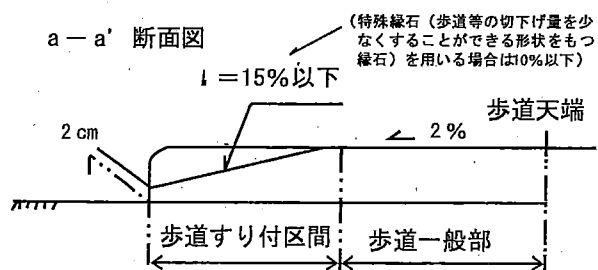
① 歩道幅員が約 2.5m 以上の場合

平面図

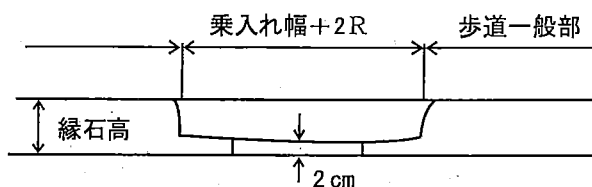


注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、駒止等を省略することができる。

a-a' 断面図



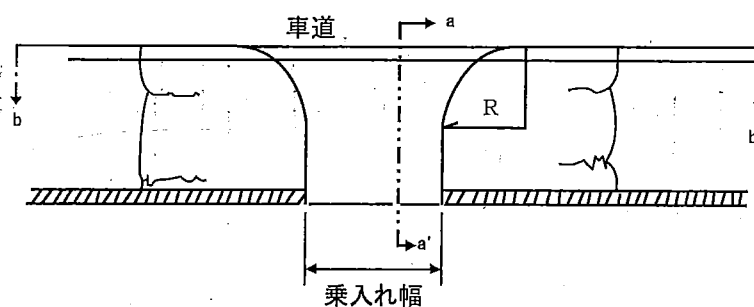
b-b' 正面図



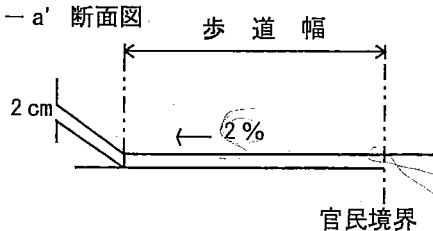
(*出来るだけ広くとること)

② 歩道幅員が約 2.5m 未満で民地が低い場合

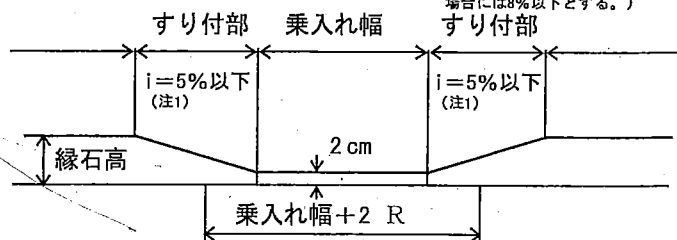
平面図



a-a' 断面図

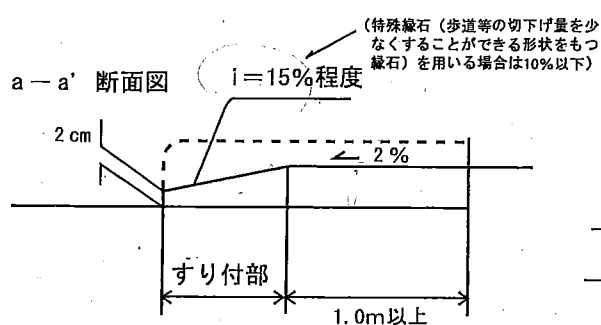
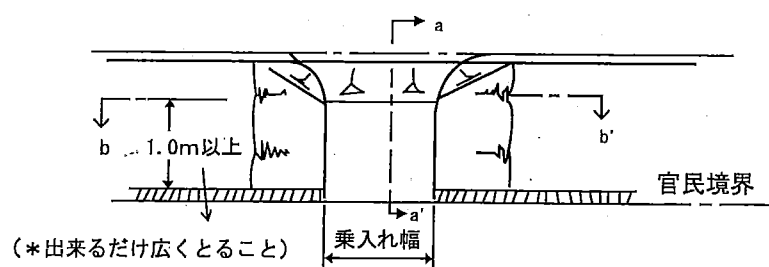


b-b' 正面図

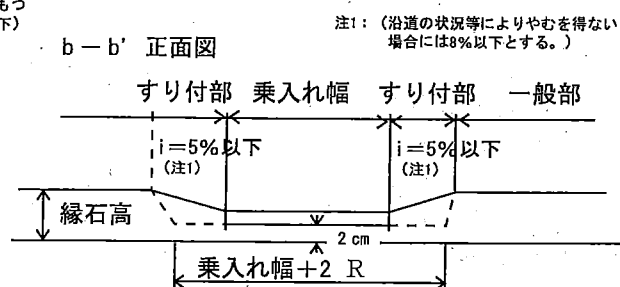


③ 歩道幅員が約 2.5m 未満の場合

平面図



(*出来るだけ広くとること)



B. 車道に対して 60° 以上 90° 以下で交差する場合も、以下の①②③の断面図、正面図と同様とする。

3. 出入口相互の間隔

(1) 出入口相互の間隔は、10m以上を原則とする。

(2) 出入口相互の間隔が 10m 未満となる場合は、出入り口間の凹凸が著しくなるので、歩道の出入り口間も切り下げる。ただし、出入口間の標準部は、車歩道境界ブロック等を設置し出入口を明確にするものとする。

A. 車道に対して 90° に交差するとき

(別表第1)

乗入規格表

申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し下表を適用する。

(単位：m)

型式	車 種	幅
I 式	乗 用 、 小 型 貨 物 自 動 車	4.0 以下
II 式	普 通 貨 物 自 動 車 等 (6 . 5 t 以 下)	8.0 以下
III 式	大型及び中型貨物自動車等 (6.5t を越えるもの)	10.0 以下

- 注) (1) 出入りする車種の最大のものを適用するものとする。
 (2) 車種はいずれも単車の場合であり、トレーラーまたは特殊な車両が出入りする他所は別途考慮することができるものとする。
 (3) ガソリンスタンド等他の法令により定められているものについては、必要とする取付け幅を取るものとする。
 (4) 取付け角度は 90° を原則とする。ただし、現地の状況によりこれによりがたい場合は 60° まで斜め取付けを承認することができる。
 (5) 乗入幅の数値は、乗入方向に垂直方向の長さとする。
 (6) 申請者の都合により乗入幅は上記の値より縮小することができる。
 (7) 上表の出入口幅員では不十分であると認められる場合は、必要な幅員まで拡幅できるものとする。

(別表第2)

舗装厚表

乗入規格表による車種により下表を適用する。

(単位：cm)

型式	車 種	セメントコンクリート舗装		アスファルト舗装		
		コンクリート	路 盤	密粒度	粗粒度	路 盤
I 式	乗用、小型貨物自動車	15	10	5		25
II 式	普通貨物自動車等	20	20	5	5	25
III 式	大型及び中型貨物自動車等	25	25	5	10	30

- 注) (1) 舗装厚は出入りする車種の最大のものを適用すること。
 (2) コンクリート舗装の場合コンクリート舗装要領によるものとし生コンクリートの呼び強度(設計基準強度) $\sigma_{28}=210\text{kgf/cm}^2$ 以上とする。
 (3) アスファルト舗装の場合はアスファルト舗装要領によるものとする。
 (4) 路床土は良質土を用いるものとする。
 (5) 路盤材料は粒調碎石又はクラッシャーランを用いるものとする。
 (6) 申請者の都合により乗入幅を縮小する場合においても舗装厚は、減じないものとする。
 (7) 上表は申請者自らが施工する場合であり道路管理者の工事と同時施工で道路管理者が施工する場合の舗装厚については別途考慮できるものとする。

